

長門市告示第 54 号

長門市行政視察受入に伴う費用徴収等に関する告示を次のように定める。

令和 2 年 3 月 27 日

長門市長 江 原 達 也

長門市行政視察等受入に伴う費用徴収等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、長門市（以下「市」という。）が行政視察等を受け入れ、対応する際の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第 2 条 行政視察等の対応及びそれに係る費用の徴収に関する庶務は、当該視察の目的事項を所管する課等において行う。

(行政視察受入日時)

第 3 条 行政視察に対応する日時は、原則として開庁日の午前 9 時から午後 5 時までとし、標準所要時間は 2 時間以内とする。ただし、双方の都合により当該指定の日に対応することが困難であることが明らかな場合その他やむを得ない事情により、当該指定の日時以外に対応することが必要と認められる場合は、その限りではない。

(行政視察の申込み)

第 4 条 行政視察を希望する者は、行政視察申込書（別記様式第 1 号）を当該視察の目的事項を所管する課等に、希望日の概ね 1 箇月前までに提出すること。

(行政視察受入れの決定)

第 5 条 市長は、前条に定める行政視察の申込みを受けたときは、受入れの可否について行政視察決定通知書（別記様式第 2 号）により、行政視察を希望する者に通知するものとする。

(資料提供の申込み)

第 6 条 資料提供を希望する者は資料提供依頼書（別記様式第 3 号）を当該資料の目的事項を所管する課等に提出するものとする。

(費用の徴収及び額)

第 7 条 市は行政視察の受入れ及び資料提供の依頼に対応するときは、次の各号に規定する費用を徴収するものとする。

- (1) 行政視察の受入れの対応を行ったときは、視察者1人あたり3,000円(資料代を含む)とする。ただし、行政視察の過程において有料施設入館料、外部講師委託料等が発生した場合は、当該費用について別途徴収するものとする。
- (2) 行政視察時間が標準所要時間を超えた場合には、その超過1時間ごとに一人あたり1,000円を加算できる。
- (3) 資料提供を行ったときは、1件につき2,000円とする。また、送料については調査者が負担するものとする。

(費用徴収の方法)

第8条 前条に規定する費用については、市が納入通知書又は請求書を発行の上、徴収する。

2 前項の規定により徴収した費用は、返還しない。

(費用徴収の免除)

第9条 次に掲げる者で構成される団体が行政視察をする場合は、第7条に規定する料金を免除することができる。

- (1) 長門市民
- (2) 国又は山口県内の地方公共団体の職員
- (3) 国又は山口県内の地方公共団体の議員
- (4) 長門市内で宿泊をする者
- (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校に通学する者
- (6) その他市長が特に必要と認めるとき

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。